

学校校舎棟の新たな環境整備の考え方について

1 背景・考え方

平成30年12月、国では、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、国土強靭化基本計画を見直し、その歩みを加速化・深化させることとし、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靭な国づくりを着実かつ強力に進めていく必要があるとしています。

このことから、教育委員会としましては、学校施設は、我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、地震や津波災害、台風や集中豪雨等の災害時には地域住民の避難所としても活用される極めて重要な施設であることから、国土強靭化計画の見直しの趣旨を踏まえて、老朽化した校舎棟の改修を行い、長寿命化を図ることとします。

なお、国の法改正による合併特例事業債の発行可能期間の再延長を受け、本市においては、新市まちづくり計画の計画期間の再延長を行い、同事業債の令和7年度までの活用が可能となりましたが、限られた発行可能残額については、市議会や市長定例記者会見において、「子ども・子育て」、「教育」、「消防」、「社会基盤」などの分野に重点を置いて活用していくという方針が示されたことを踏まえ、校舎棟の改修に当たっては、同事業債を財源として活用できることとなりました。

この合併特例事業債と国土強靭化対策への取組による国庫財源を合わせることで、老朽化した校舎棟の改修が可能となったことから、校舎の機能維持を図ることを優先して、外壁塗装、屋上防水を行うとともにガラス飛散防止対策及びバリアフリー化等を目的とした「第2期学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、長寿命化に向けた改修工事を進めます。

2 学校校舎棟の新たな環境整備に係る基本方針

次の3点を基本方針として取り組みます。

- (1) 児童生徒が長時間使用する普通教室が含まれる棟を対象とする改修
- (2) 将来にわたって使用する校舎棟を対象とする改修
- (3) 劣化度調査に基づき、機能維持に必要な改修を優先

また、当該改修に合わせて、バリアフリーへの対応等についても改修を進めます。

3 津市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）の策定

上記2の基本方針に基づき、また、（仮称）津市国土強靭化地域計画の内容を踏まえ、老朽化した校舎棟の改修を早急かつ継続的に行うため、校舎等の長寿命化を図るための必要最小限の機能維持、バリアフリー化等を目的とした「第2期学校施設長寿命化計画」を策定します。

(1) 計画概要

本計画は、令和2年度から令和12年度までの11年間を計画期間として策定します。なお、令和2年度については、令和3年度に着手する校舎棟の設計期間とします。

今後の長寿命化改修工事においては、国庫補助金と発行可能期間が令和7年度まで5年間延長された合併特例事業債を活用する令和2年度から令和7年度までの6か年を前期計画と位置付けます。

その後、令和8年度から令和12年度までの5か年は後期計画とし、国庫補助金の活用や合併特例事業債に代わる学校教育施設等整備事業債（補助裏分及び地方単独事業分）の活用、改修対象施設の選択も含め、関係各課と改めて協議を行います。

(2) 改修内容

改修内容については、校舎の耐久性を高めるための外装改修（外壁塗装、屋上防水）、校舎内の天井と壁の塗替え、震災時の児童生徒の安全対策としてガラス飛散防止対策、バリアフリーへの対応、更に社会のニーズに応じた機能付加として、トイレの洋式化を進めます。

ア 外壁塗装、屋上防水、ガラス飛散防止対策、エレベーター及び多目的トイレ設置工事、校舎内のトイレ洋式便器への取替を実施します。

イ 校舎内（教室、廊下）の天井と壁の塗替えを実施します。

(3) 改修対象施設等

本計画を推進するため、上記2の基本方針（1）から（3）に基づき、改修対象施設を絞り込み、より短期間に、より多くの校舎の改修を進めます。

まず、改修対象施設については、建築後40年以上経過し、劣化状況の調査に基づき、内装ともに劣化が進んでいる校舎を選定し、前期の長寿命化改修工事対象施設とします。